

基本規定検討の課題と経緯・展望



基本規定検討委員会委員

中央大学法曹会副幹事長

猪 股 喜 蔵

一 学校法人中央大学に、理事長の諮問機関として、学校法人中央大学基本規定（寄附行為）検討委員会（第二次）（以下「検討委員会」という。）が置かれ、平成五年一月に第一回委員会が開かれ去る平成七年一月二二日第二回委員会が開かれた。

二 検討委員会は、それに先立って、理事会に設けられた基本規定検討懇談会（以下「懇談会」という。）が、平成四年一二月二六日理事長に具申したいわゆる「具申書」に基づき、平成五年四月一日基本規定（寄附行為）に関する諸問題について検討し、その結果を理事長に答申する目的で設置されたものである。

（第二次）検討委員会というのは、昭和四四年一月六日設置され、昭和五三年四月二四日まで八年五ヶ月を要して答申した検討委員会があったので、従前のこの検討委員会との混同を避けるため、（第二次）を冠したのである。

三 基本規定検討懇談会は、平成三年一月二五日第一二回理事会で、理事会に設置することが決議され、理事一〇名、監事一名計一二名の委員で構成されたものである。

この懇談会が設置された緑由というのは、それに先立って開催された平成三年五月二五日学校法人中央大学評議員会において、一部評議員から①総長選任規定、②評議員の定数・選任方法、特に評議員会の活性化、③常任理事規定等について、基本規定（寄附行為）改正の要否を検討するため、臨時の評議員会を開催すべきである、という意見が述べられ、これについて、当時の内海評議会議長が、前向きに検討する趣旨の答弁をしたことであつた。

しかし、山本理事長がいっこうに、検討する機会をもとうとしなかつたので、同年六月二四日第六回理事会で、猪股理事は、同日付「中央大学基本規定（寄附行為）検討委員会（仮称）設置についての意見書」に基づき、私から設置を提案したものである。

これについては、一部理事は賛成、一部理事は慎重意見であつたが、山本理事長は、評議員会開催請求の動向も考慮し、総合政策学部開設の目的がしたので、理事会として対処することにし、その後理事会勉強会を開いたりして、ようやく、第二回理事会で、「検討懇談会」という名称の委員会が設置されたものである。

四 検討懇談会は、平成四年一月二〇日第一回懇談会を開催し、同年一月二六日まで、一〇回にわたる懇談会を開催し、現行規定に関する問題点の抽出とこれに密接に関連する重要な諸規程について審議を重ね、理事会として措置すべき方策について検討した結果を「具申書」にまとめて山本理事長に答申した。

検討懇談会の委員長は木戸口久治理事で、私は法曹出身理事として選ばれ、また、小委員として具申書の起案にも参画した。

五 検討懇談会の具申書で抽出・整理した問題は、1 総長制度について、2 理事・監事制度について、3 評議員会制度について、4 研究所について、5 収益事業について、6 学校法人中央大学基本規定（寄附行為）に関する文部省の指摘事項について、以上6項目にわたっている。

このなかで、最も重要な課題は、2の理事・監事制度についてと、3評議員会制度についての検討である。

六 私は、検討委員会（第二次）の委員として、委員長に就任した木戸口久治氏とともに、再び法曹から委員に選任され、また、さきに、理事・監事制度についての中間報告をまとめる小委員会の委員長として、木戸口委員長を補佐した経緯があり、本委員会については重要な関心をもって審議に臨み、かつ、平成七年一月二一日をもって委員長を辞任した木戸口氏のと、代行となった信部副委員長の指名を受け、委員会の座長として、審議を主宰している立場から、現在すすめている「評議員会制度」の実質的審議とその前進を図りたいと考えている。

七 評議員会制度を、本学及び本学四〇万学員の衆望を担い、その意見を汲み上げ、また、これに伝達されるような機構にし、機能化を図り、活性化を図らなければならない。それには、評議会の機能を十全にし、議決事項をそれに相応しいものに絞り、かつ、他方、学員の幅広い意見を集約するようにし、広く諮問に応えるように制度改革を図る。

そのために、評議員会と（仮称）商議員会とに分けて、前者の員数を限定し、後者の員数を現在の評議員と同程度か二倍程度に増員し、それぞれの職分、選任方法を検討してみることにする。そして、評議員会と（仮称）商議員会との有機的関連とそれぞれの、「機能」を明らかにし、学員会の組織や運営とは異った独自の構築を図る。

さらに、永年評議員にして特に貢献のあるものには表彰制度を設け、また、名誉評議員制度の創設を図る。

八 検討委員会は、平成七年四月から平成八年三月にかけて、①評議員会の機能・位置づけについて、②評議員の定数について、③選任評議員の構成及び選任方法について、④評議員会の議事運営について、⑤名誉評議員・賛助評議員・賛助学員等の新設について等、懇談会が抽出した事項を中心に検討が行われる予定である。

わが、中央大学法曹会大学問題委員会（安藤章委員長）は、昨年一〇月四日まで、評議員会制度改革について審議検討した結果、①評議員の定数については一〇〇名程度に減員すべきであるとし、②その構成、選任方法について、従来のやり方を根本的に改革すべきであるとする「答申書」を採択し、安原幹事長宛に答申した。

検討委員会では、中大法曹会のこのような、建設的な提言を背景に審議・検討し、さらに学会支部等に対し、意見照会をするなりして論点、焦点を絞り、効率的な検討をすすめる、少くとも、評議員会制度改革への中間答申を、平成八年三月末日を目途に作業を急ぐべきである。

学员各位、法曹会役員各位の従来にもまさる活発な意見と協力を期待したい。

八 なお、私の「評議員会制度」等についての意見・提言は、

- ① 中大法曹第十一号 評議員の推薦についての意見
- ② 中大法曹第十二号 理事就任一年の感想と検討すべき2、3の課題、その「四」選任評議員の若返りと評議員会の活性化について

③ 中大法曹第十三号 大学の評価と魅力ある大学の復活

④ 中大法曹第十四号 評議員会制度の改革について

それぞれ突込んだ考え方なり意見を発表してきました。会員、役員各位は今後ともこの問題について活発な議論をされ、建設的な意見をどしどしお寄せしていただきたいと考えております。

中央大学学員会特別講演会

テレビ放送と55年体制の崩壊

—報道の自由に関する若干の問題—

講師 中央大学名誉教授

橋 本 公 亘

日 時 平成 6 年 2 月 23 日

場 所 中央大学駿河台記念館

司会 (中央大学法曹会副幹事長 猪股喜蔵)

ただいまから橋本先生の日本学士院会員就任を記念しまして、特別講演会を開催いたします。

本日は、中央大学学員会と中央大学法曹会の初めての試みとしての特別講演でございます。

中央大学が、黄金時代を築く先駆けを象徴するように、橋本先生が、東京大学の加藤一郎先生とともに、フルブライトの研究員に選ばれてアメリカに渡ったのが四〇年前でございました。

私たちはまだ学生でございましたけれども、橋本先生のこの壮途を、三万人学生、そして当時は約八万学員と言われたみんなが、その壮途をお祝いしたものでございました。

橋本先生は、その後、中央大学、そして世界の学者としての功績をあげられ、憲法学、行政学の泰斗としての名声を博してまいりました。先生は、抵抗権の理論、そして次々に新しい理論を憲法分野及び行政の分野に発表されて、研究と教育とに生涯をかけてまいりました。

このたび、日本学士院会員に就任されたのは、母校中央大学では、橋本先生が初めてでございます。

昨年、橋本先生のこのお祝いがもたれまして、一同がその警咳に接したわけでございますけれども、今回は、特に憲法学、そして時事問題として先生がご選びになりました講演をしていただくことになりました。

本日は、橋本先生のお忙しいところをわざわざ時間を割いていただきまして、本当にありがとうございます。

ただいまから、そういう趣旨で特別講演会を開催いたします。

次に、堂野学員会会長にご挨拶をお願いいたします。

中央大学学員会会長 堂野達也

本日の講演会を特に橋本先生にお願いするというのは、ただいま司会者のお話にもございましたが、学員会本部と法曹会支部の共催として、ぜひ橋本先生にお話し願いたいということから始まったわけでございます。

ご承知のように、昨年の総選挙で三八年間にわたる自民党の単独政権が崩壊して、現在の細川内閣が成立したわけでございますが、世界各国における宗教あるいは民族というような問題から、各地に混乱状態が起きていると同時に、国連の問題が非常に問題になってきました。

こういう中で日本の憲法の改憲か護憲かという問題が各

方面で論ぜられ、これからだんだん高まりを見せつつあるのではないかと私は思うのでございます。

そういう意味で憲法学者としての橋本先生からお話を承れば非常に有意義じゃないかという意味で、きょうの講演会を楽しみにしていたわけでございます。

どうか一時間ちよつとにわたりますけれども、皆さんのご清聴をお願いいたします。

簡単でございますが、開会の挨拶いたします。(拍手)

司会 次は、橋本先生の講師紹介をお願いいたします。

紹介していただくのは、中央大学学長・外間 寛先生でございます。

先生、よろしく願います。

中央大学学長 外間 寛

本日は、私どもの深く尊敬いたしております橋本先生のご講演をお聞きする機会を持つことができました、大変うれしく思っております。

私はきょうは専ら橋本先生のお話を聞くために実は伺ったわけでありまして、少しの時間、先生をご紹介を申し上げるようにとご命令でありましたので、簡単にご紹介させていただきますと思います。

橋本先生のことについては、皆さんよくご存じでいらっしやると思います。一昨年の一二月に、先ほど司会の方からご紹介がありましたように、日本学士院の会員におなりになりました。これは社会科学の部門では私立大学のご出身の学者としては初めての選任であるというふうにご存じしております。学士院会員になることは、学者として大変大きな名譽のことでもあります。

橋本先生がこういう具合に非常に大きな名譽を受けられました理由としていろいろあるわけですが、簡単に私の考えるところを申し上げますと、憲法学、行政法学、この二つの学問分野において第一級の大きな功績を積み重ねてこられたということでもあります。

よく憲法、行政法と簡単に一まとめに言うことがありますがすけれども、この両者は緊密な関係があることは言うまでもありません。

しかし、憲法学、行政法学、それぞれ独自の学問分野として高度に発達している学問であります。その両方の分野にまたがって第一級の大きな貢献をなされたということは、稀に見るケースであると言ってよろしいかと思えます。おそらく美濃部達吉先生以来の大きなご功績だと言ってよろ

しいかと思えます。

憲法学の分野について「日本国憲法」——昭和五五年に更改されました非常に部厚な七〇〇ページ近い大系書がありますが、これは日本の憲法学会において大きな金字塔を打ち立てたものであると言われております。

そして、行政法の分野におきましても、先生のご功績は非常に多岐にわたっておりますが、何よりも特筆されなければならぬのは、行政手続法の形成において、他の追随を許さない大きなご貢献をなされたことでもあります。

昭和三九年に第一次臨時行政調査会の専門委員を橋本先生はなさっておられましたときに、この大変詳細な報告書をおまとめになり、そして同時に行政手続法草案をお示しになりました。そして、これは当時の臨時行政調査会から内閣に答申がなされましたけれども、その後、しばらくこの問題は手つかずのまま放置されてきましたが、去年の一月に、三〇年来の成果が実って「行政手続法」という今後の日本の行政の分野において非常に大きな影響を持つであろう統一的手続法が制定されました。橋本先生としては非常に感慨の深いことであろうかと思えます。この新しい「行政手続法」の立案の過程においても、橋本先生は非

常に大きなお働きをなさっておられます。

この「行政手続法」は、まだ政府部内においても、また学会においても、それほど深い理解を得られなかったときから、橋本先生がその重要性を指摘され、そしてその立法化のための大きな努力をなさってこられた、それが三〇年の月日を経て、やっと今実ったところであります。

この行政手続法制ができました今後の日本の行政法制度、行政法学会において、橋本先生のお名前は長く長くその大きな貢献者として残るものと私も確信しております。

橋本先生は、まだ現役としてご活躍中でありますから、今後ともご健康にお気をつけになられて、ますます後輩の指導に当たられ、今後とも立派なご業績を発表なされることを心から祈念いたしました、私のご紹介の言葉とさせていただきます。

どうもありがとうございます。(拍手)

司会 外間先生、ありがとうございます。

それでは橋本先生、よろしくお願いいたします。

中央大学名誉教授 橋本公巨

ただいま堂野先生、また外間先生から非常にありがたいお言葉をいただきましたありがとうございます。

本日、記念講演をせよというご命令を受けまして、学員会、中大法曹会の諸先生方の大変なご努力で、また後援の各界のご努力で、私は大変感激しております。

私は、しゃべる方は好きなものですから、何も苦にしないのですが、このような機会を与えられて、何を話そうかということになりました。学員会の安原先生は、なるべくおもしろい話を、タイトルも簡単でなくて、何か副題をつけてくれというおな話がございましたので、非常に長い題名になってしまいました。私が本日お話し上げるのは、テレビ放送の自由に関する問題であります。非常に大きな問題でありまして、現在我が国が当面している憲法上の重要問題の一つです。しかも、いまだにあまりはっきりしない状況でありますので、ここで思い切っているいろいろなことを申し上げるつもりであります。

例の「五五年体制の崩壊」ということが言われましたが、五五年体制と申しますと、一九五五年(昭和三〇年)一月に左右社会党が合同いたしました。一月に保守合同が行われ、自由党と民主党が合併して自由民主党が成立いたしました。爾来、自民党は三八年間にわたって政権の座につきまして、社会党はいわば万年野党で、ただ反対するだ

けの政党になってしまった。これがいわゆる五五年体制と言われるものであります。

この五五年体制が昨年崩壊いたしました。昨年の六月に自民党が分裂して、新生、さきがけが離脱する、そして七月一八日の総選挙で遂に過半数を割って二二三名になってしまった。

社会党の方も随分減りまして、実は約半分になり、一三六名から七〇名になってしまった。



中央大学名誉教授 橋本公宣先生

それから第一党と第二党、どちらも落ちましたが、自民党は過半数は割ったけれども二二三名、社会党は七〇名、そのほか群小政党です。言ってみれば、大関が一人に社会党は幕内に入らないでしょうか、十両ぐらいです。それ以外の政党はみんな幕下です。大関一人にあと八人の小人ができてしまったということで、どうなるのかと思っておりますと、そのうち遂に非自民八党派の合意が七月の二九日にできまして、ご承知のように、八月には細川内閣が成立したわけであります。

この間、多くの方はもうご存じだと思いますけれども、マスコミ、特にテレビが非常に大きな役割を果たした、私は自分が記録にも書いておりますが、随分一方的な情報の提供ないしはそのほかさまざまな手段を通じてテレビは五五年体制の崩壊に手を貸したと言われております。マスコミ人もそう思っているし、一般国民も今では薄々その事情を知っている、こういう状況がございます。

一般国民が知るようになったきっかけは、例のテレビ朝日の椿報道局長の事件であります。椿報道局長は、昨年九月の二一日に、日本民間放送連盟（民法連）と言われる放送連の放送番組調査会——これは放送基準審議会の下にあ

るようですが——で「政治とテレビ」という研究会がある。その「政治とテレビ」という研究会で報告をしたわけであります。正式な議事録によりますと、こう書いてあります。

第6回放送番組調査会は、「政治とテレビ」をテーマとして取り上げる。政権交代という事態が出現した今回の衆議院選挙では、テレビが重要な役割を果たしたとも言われているが、テレビが演じた役割とともに今後の政治報道のあり方について検討を行った。

非常にまじめな会合はずななんです。とにかくテレビ人も今回の五五年体制の崩壊に大きな役割を果たしたという意識を持って「テレビと政治」という問題について検討を行った。その席上で、極めてショックな内容の報告を約二五分間しております。その二五分間の報告の内容は、後に全文が一カ月以上後に公開されました。公開されるまではいろいろ問題がありまして、最初のうちは隠しておりました。

ところが、三週間たった一〇月一三日に産経新聞がこの事実をまず報道いたしました。その後、各新聞が次第に報道するようになりまして、その関係の経過なども既に今では明らかになっておりますが、細かいことは省略しまして、

一〇月一九日に椿氏は辞任をする。テレビ朝日の社長以下、減給処分をみずから科した。そして一〇月二二日に議事録が公表され、一〇月二三日の新聞に載っております。

その新聞報道からどこを拾っても、大変おもしろいことが書いてありますけれども、問題になりそうなことを幾つか拾ってご紹介申し上げます。皆様方、いづれもよくご存じのことではありますが、話の都合がありますので、しばらくお聞きいただきたいと思えます。

椿氏が「私どもは、はっきり申しまして『私』と言った方がいいかもしれませんが、今度の選挙（昨年の選挙です）は、やっぱり梶山幹事長が率いる自民党を敗北させないと、これはいけませんということを、ほんとに冗談なしで局内で話し合ったということがあるんです。もちろんこういうことは、編成局長には申し上げてはありませぬ。これは放送の公正さを極めて逸脱する行為でございます。」

そこでみんなが笑っております。つまり放送の公正さを逸脱するということを知りながら、以下読みますように、いろいろなことをやっております。

「私どもがすべてのニュースとか選挙放送を通じて、やっぱりその五五年体制というものを、今度は絶対突き崩さな

いとだめなんだというまなじりをけっして今度の選挙報道に当たったことは確かなんです。」

長いので飛ばします。

「それにしましても、その自民党の守旧派という方々のずれといえますか、ばかさかげんというのは、あきれ返るほどうれしかったことは事実なんです。例えば梶山幹事長と佐藤孝行総務会長が並んで座ってしまして、何かひそひそ話をしている。この映像を見ると、あの時代劇の悪徳代官と、それを操っている腹黒い商人そのままなんです。そういうものをやはり我々は家庭に送り出した」と、こういうことを強調しているんです。

それから「五五年体制を突き崩して細川政権を生み出した原動力、主体となった力はテレビであると私は確信しております。細川政権が久米（夜一〇時のテレビ朝日のニュースキャスターである久米 宏です）や田原（総一郎）、連合政権と言われることについて、私どもは大きな勲章だと思ひ、非常に誇りに思っております。」

もう少し飛ばします。

「さきがけや、日本新党が選挙の後、一時自民党に傾斜して、自民党と連立政権を組もうとした動きをチェックし

たのは、やはりあれは民放のサンプロ（サンデープロジェクトの略）という日曜日のテレビ朝日の朝一〇時からある番組です。その前にあるフジテレビの番組（八時からの番組）であると思うのです。」

それからその次、大変重大なことを言っておりますが、「六月の終わりの時点から、私どもの報道は、小沢一郎氏のけじめをことさらに追求する必要はない。今は自民党政権の存続を絶対に阻止して、何でもよいから反自民の連立政権を成立させる手助けになるような報道をしようではないかというような考え方を報道部の政経のデスクとか編集担当者とも話をしました。そういう形で、私どもの報道はまとめていたわけなんです。」

それから後、若干の代議士がテレビのおかげで当選したということいろいろな名前を挙げておりますが、名前が入っているから省略します。

「それから日本新党とさきがけと新生党の三つを合わせて一〇三議席になって、社会党を上回る勢力になったのも、これはテレビ報道の結果だと思ひます。」

一番最後に結びのところをこういうことを言っております。

「私どもの番組は決して公平ではなかったんです。むしろ公平であることをタブーとして挑戦していかないとだめだというふうに私は考えます。それからテレビのワンシーンは、新聞の一万語に匹敵するというのも私の信念です。そういう立場でこれからの政治報道をやっていきたくて思っています。」

このように述べているのであります。これは大変重大な問題で、これからこれについていろいろ法的な問題を考えたいかと思うわけでありませう。

テレビ放送というのは、新聞や雑誌等、いわゆる活字によるメディアとは違います。テレビというのは電波を使って一般国民にいろいろな情報を送るシステムであります。テレビ放送は他の表現メディアとは違う。だからこそ、異なる規制を受けております。どんな規制があるのか、まず法的規制を若干最初にご紹介しておきますと、まず電波法というのがございます。電波というのは、これは国際的な問題がありますので、国際電気通信条約というのがありまして、各地域に周波数を割り当てている。その周波数を日本は現在の郵政省が割り当てているわけでありませう。

アメリカのですと、FCC（連邦通信委員会）というの

があります。Federal Communications Commissionが周波数を割り当てているわけでありませう。

電波を公平かつ能率的に利用するために、国家が電波・周波数を各局に割り当てるわけですね。これはどうしても必要で、避けることはできないんです。

一般の活字のメディアにはそういうことはありませんので、憲法の表現の自由は十分に及びますけれども、電波の場合には、どうしてもまずそこで免許という制度がある。国家が介入して免許を与えるんですね。免許を与えられたものが初めて放送する権利を得るわけでありませう。これはどうしてもやめるわけにいかない。電波というメディアの特殊性がございませう。電波法にそういうような規制がございまして、免許期間は日本の場合には五年間、周波数の割当を行います。

そして今度は放送法というのがございませう。放送法は、放送の不偏不党、偏ってはいけない。今言ったような電波の性格上、放送は偏ってはいけない。不偏不党ということの一つの原則といたしまして、また民主主義にも関係がございませう。後で申しますように、不偏不党であることは民主主義に関係がある。

そこで第三条の二という条文がございまして、番組編集については、次の四つを守らなければいけないということになっております。その四つをご紹介しますと、ここで関係あるのは、二と四ですが、一は、広範または善良な風俗を害しないこと。これについては本日は説明を省略いたします。第二が、政治的に公平であること。公平でなくちゃいけない。一党に偏してはいけない、政治的に公平であることというのがございます。第三番目に、報道は事実を曲げないですること。事実を曲げて報道してはいけない。丸いものは丸いもの、四角いものは四角いものとして報道しなければいけない。事実を曲げて報道する例としては「やらせ番組」というのがございます。

実はNHKでありますけれども、NHKが「やらせ番組」をやったということでお詫びをした例がございます。ここへ持ってきたのは、朝日の昨年二月三日の新聞に後ろの方のページ、ほとんど全面にNHKの「やらせ番組」を攻撃する記事を載せております。今度は自分らが逆にやられるわけでございます。

「ドキュメントやらせ問題、NHKが会見」と題しまして「遺憾、深くお詫び」として、どんなことをお詫びした

かというのと、我々がよく見る「NHKスペシャル」のドキュメンタリー「奥ヒマラヤ禁断の王国ムスタン」というのが大分 अच्छी अच्छी でいいかげんにつくったということがわかって、お詫びをいたしました。

放送されたのは一昨年の九月三〇日と一〇月一日であります。そのやらせがわかって、お詫びしたという実例などがございます。これも本日はあんまり関係がない。

四番目の番組編集についての基準は、意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること、意見が対立している問題、例えば減税問題とか政治改革問題とか、さまざまな面からいろいろな問題があるわけでございます。それを一面に扱わない、多くの角度から問題を明らかにすること。この四つの条項が上がっております。

このうち、本日問題になるのは、二と四、つまり政治的に公平であること。もう一つは意見が対立している問題について、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。この二つが本日の公平原則に関係がございまして、このような番組基準がございまして、やっているわけです。

もう一つ選挙の場合には、公職選挙法という問題が出て

まいります。公職選挙法には、政見放送ということで、候補者に皆同じ時間、全部公平に割り当てて放送するのがございますが、同一時間数、同等の利便を提供するという規定がございますけれども、一般の放送の方です。

一五一条の三というのがございまして、選挙に関する報道・評論について、次のように定めております。「放送法の規定に従い、放送番組を編集する自由がある」、放送法の規定に従わなければいけない。先ほどの公平原則が及んでくるわけです。公平原則に従って放送しなければならぬ。「ただし」とありまして、これは罰則にも関係があるんです。

「ただし、虚偽の事項を放送し又は事実をゆがめて放送する等表現の自由を濫用して選挙の公正を害してはならない。」

放送という有力な武器を使って、選挙の公正を害するようないことはしてはならない。公平原則を踏みにじって、一方的な報道をするようなことをしてはならないという規定がございます。これには罰則がございまして、罰則は二三五条の四「二年以下の禁錮又は一〇万円以下の罰金に処する。」という規定があるんです。



ですから、電波法、放送法、公職選挙法、この三つが関係の条文でありますが、この三つは私はいずれも合憲であるし、全く問題はないと思うのでありますけれども、それでは公平原則がどうして主張されるのか、その公平原則の根拠をこれから申し上げてみたいと思います。

ここで、公平原則というのは、放送の不偏不党、先ほど申し上げましたように、放送は政治的に公平でなければいけない、対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにしなければいけない、こういう原則につきまして、その根拠を申し上げますと、大体次のように四つほど挙げることができます。

第一は、電波の公共性ということであります。電波は個人のものではない、公のものである。個人のものならば、活字を使って、どういう思想を表明しようと自由です。

しかし、個人のものではない、公共のものだ。放送局は国家から電波・周波数を信託を受けている、受託者としての義務がある。この公共性ということが第一の理由であります。遡ると、国際電気通信条約までいきます。

第二の根拠は、周波数の稀少性です。英語で言うところの Scarcity と言いますが、周波数は限定され、有限である。

たくさんの周波数が幾らでも無限にある場合と違うということであります。

第三番目は、テレビ、ここではラジオよりテレビを中心に申しますと、真に迫っている、迫真力の強烈性、視聴者に与えるインパクトの強烈性です。私どもは中東戦争の放送を見ると、本当に自分が戦場にいるような圧迫感を受ける、あるいはロシアの革命の場合もそうですね、あるいは東欧の革命の場合でもそうですね。あのような状況を見ると、本当に迫真力がある。テレビ画面の我々に与えるインパクトというものは、実に強烈なものがございます。テレビは家庭の内部まで直接入ってくる、そして非常に強烈なものがございます。

イェール大学のステファン・カーターという教授がこういうことを言っております。「このメディアの力に対する公衆の恐れは、全く不合理であるというわけにはいかない。もしこれを放任しておけば、このメディアは民主主義に対する重大な脅威となるであろう。」

テレビを放任して何でも自由であるということでは放任しておけば、民主主義そのものが崩れ去る恐れがあるのじゃないかということを非常に強く述べております。

だから、テレビはあらゆる情報、開かれた情報を国民に提供しなければならない、一方的な情報であってはならないということでもあります。

第四の根拠は、視聴者の権利であります。テレビでの放送する一人の権利があるかもしれないけれども、もっと大事なものは、視聴者の権利であります。

アメリカのホワイトという裁判官が次のようなことを述べております。最高の地位にあるのは何か、視聴者の権利である。放送者の権利ではない。視聴者の権利が最高の地位にあるのであって、放送者の権利ではない。こういうことを述べております。

情報とか意見は、我々は聞く権利がある。いろいろな情報を受け取らなければ、我々は判断できない。我々が判断するのは民主主義ですけれども、一般の国民が判断するのは民主主義ですから、情報は漏れなく国民に偏りなく伝えられなければならない、これが視聴者の権利であります。

ところが、仮にもし国家が情報を選別しまして、昔の戦時中のように、この情報は知らせてもよい、この情報は知らせなくてもよい、これは検閲ですが、検閲は今できない。

それでは、国家に代わってテレビ局の方で、例えば椿報道局長のような人がいて、ここで情報を選別して、この情報は国民に与える、この情報は国民に与えないということになりますと、結局私的検閲であって、国民は誤った情報によって、誤った判断をすることになってしまいます。

以上、公平原則については、そのような根拠があると思えますが、では、アメリカでどうなっているのか。よくこのごろ、アメリカでこうなっているから、もうアメリカではそんな原則は廃止してしまったんだというような見解などもちらほら出ておりますので、若干アメリカの場合についても申し上げておきたいと思えます。

アメリカでも、プリントのメディアと放送とは違うというところで、長い間異なる取り扱いをしてまいりました。一九二七年のレギュアクト、一九三四年のFCC（連邦通信委員会）報告などによっても異なる扱いをいたしまして、アメリカの場合にはFCC（連邦通信委員会）に強大な権限を与えている。その強大な権限でテレビやラジオの各局をコントロールしておったんです。

私は一九五五年にFCC（連邦通信委員会）にまいりましたけれども、あそこでいろいろなことを審査しております。

す。そのころ、いろいろレポートやなんか出しましたが、やっぱり Fairness Doctrine というものは大事だというのが、ずっと長いこと伝えられておりました、一九六七年の FCC (連邦通信委員会) の規則によりますと、そこでは Fairness Doctrine を取り入れておる。General Fairness Requirement ということで、一般的にはどういふことを要求しているかということ、ある問題は十分にいろいろな論点をカバーして提供されなければいけない。それからある政治家が攻撃を受けた場合には、反論の機会を与えなければいけないというようないふ要請しておったわけでありませう。

一九六九年に最高裁の判例がありまして、最高裁の判例では、公平原則を支持しております、いろいろ詳しい理論づけておるわけでありませう。

一九七四年に FCC (連邦通信委員会) のフェアネス・レポート、公平原則についてのレポートが出ておりますが、そこでも放送者は十分いろいろな問題をカバーして報道しなければならぬということを言っておるわけでありませう。

そうなりますと、Fairness Complaint、あっちこち

からいろいろ文句が出てくるわけです。あの放送局はどうもけしからぬと、たくさん FCC (連邦通信委員会) の方に Complaint がまいります。そうすると、放送局側もいろいろ反論する。アメリカではいろいろうるさい人が多いですから、こんなものは廃止してしまえというような声も高くなりまして、双方がいろいろ渡り合うというようなことになりまして、結局一九八七年に Fairness Doctrine の一部は廃止された。立法政策として Fairness Doctrine を FCC (連邦通信委員会) はとらない。

しかし、全部廃止してしまつたわけではない。残つていふものとして、なお、連邦通信法にいろいろ残つておりまして、ある選挙立候補者が一定時間を与えられた場合には、他の候補者にも同じような時間を与えなければいけない。あるいはある政治家が攻撃を受けた場合には、これに対して同じような時間の反論の機会を与えなければいけないというような規定はいまだに残っております。全部なくなつたわけではない。

しかも、議会は新たに法律をつくつて、Fairness Doctrine をもっとはつきりせよとしたこともありますが、これは議会は通つたけれども、大統領の拒否権で

成立しなかったというようなことがございます。

しかし、いずれにせよ、Fairness Doctorinが憲法違反だとする最高裁判例があったわけではない。たまたまFCC（連邦通信委員会）が一応政策としてとらないということにしたに過ぎない。これは特殊な事情があります。

そういうようなわけで、アメリカの例がそうだからといってFairness Doctorinがなくなったというように論じるのは、これは間違いだと思うわけであります。

Fairness Doctorinにある基本的な考え方は、アメリカの国民は知らされないでいてはいけないということなんです。あらゆる情報を知らされないでいてはいけないということでありまして、これは日本でも同じことです。一部だけ知らされたのでは困る。先ほど言いましたように、丸いものは丸いものとして報道されなければいけないわけで、丸いものが四角や三角に報道されてはいけないということであります。

それでは、テレビ選挙報道の実態はどうなのか。昨年の七月の総選挙の際の選挙報道の実態はどうであったのかということを少し考えてみたいと思います。

これについて、大変おもしろい研究があります。その研

究は月刊朝日に載っております。いろいろ書いたのがございますけれども、ここに門奈という立教大学のマスコミニケーションの先生です。門奈教授の調査によりますと、門奈教授はテレビを四台設けまして、そして七月の四日から一日まで全民放テレビを録画した。民放といっても一二チャンネルは入っております。四、六、八、一〇の四チャンネルの放送を全部録画いたしましたして、ストップウォッチで一体どれくらいどの政党に時間を割いているのかというのを測ってみました。大変おもしろいのですが、そのうちの若干をご紹介します。

まず、そのニュース報道番組において、どういう政党がどのように扱われているか、その時間の調査が出ております。これは甚だ驚くほど偏っております。こんな放送だったのかと思われと思います。私も見ておって、随分これは偏向しているなと思いました。

まず全体の合計でまいりますと、日本テレビ、TBS、フジテレビ、テレビ朝日の合計が一番多いのはどこかといえますと、日本新党が四二%、立候補者に比べて随分多いですね。当選者の数等から考えて、幾ら何でも日本新党の四二%というのは非常に偏っていると思います。

では、自民党はどうかというと、その半分の二二％です。さきがけが一％で、あとはみんな一〇％以下です。そうしますと、日本新党とさきがけに非常にウエイトがかかっておいて、現在の自民、非自民で分けてみますと、自民党が二二％、非自民が九五％、あとは共産党です。そんなことで、非常に大きな偏向を来しております。

中でも特に偏った例を一つ見てみますと、例えばTBSでは、日本新党が全放送の六〇％、さきがけが一四％、その両方を合わせて七四％、自民党は一〇％です。こうやって見ると、明らかにテレビ放送でだれを当選させようかというところがよくあらわれているように思います。各放送局別に全部出ておりますが、あまり詳しく申し上げる余裕はございませんので、その程度にします。

もう一つ、今度は例のテレビ朝日のサンデープロジェクト、それからフジテレビの報道二〇〇一、この二つでどのように扱われているかの調査もごさいます。それによりまずと、問題となっているテレビ朝日の場合、放送の一位が社会党で一四・五％、二位が自民党で一四％、三位が新生党で一三％、この三つが大体同じぐらいです。社会、新生、あと公明党やさきがけが一・九％、だから、自民が一四

％、あと大体同じような率で、社会、新生、さきがけとあります。非常に一方的に偏っているということがうかがわれます。

報道二〇〇一、自民、非自民を分けてみますと、田原総一郎のサンデープロジェクトで言いますと、自民党が一四％、非自民が七五％、共産党が一〇％、やっぱりこれは非自民は何とか通そうということで努力したあとがうかがわれます。

フジテレビはどうかというと、自民が二二％、非自民が七一％、以下共産となっておりまして、こんなことになっており、これだけ見ても時間の割き方が、どう考えても同じ構成ではない。門奈氏の結論はこう書いてあります。

「今こそ欠陥を認める勇氣を持たなければならぬ」ということを書きまして、「今こそマスメディア自身は、今回の全報道をみずから欠陥商品と認める勇氣を持ってほしいと願ってやまない。今回の報道は偏向していたと、どうしても思わざるを得ない。私はこの選挙報道を欠陥報道と規定しなければならぬと考える。」

専門家がいろいろ分析して、数字で出てきているので、ちょっと反論のしようがない。数字の示すところによると、

明らかに今度の選挙はある結果を意図して報道されておったということ、専門家も指摘しております。もちろんテレビ人もそれを知っておったということが言えるだろうと思うのであります。

それから若干この門奈論文から先にいきまして、気のついた点を若干申し上げてみますと、例えばニュースキャスターがいろいろニュースを報道いたします。ニュースは客観的に事実を伝えればいいんです。

ところが、客観的事実の報道にとどまらず、そこで意見を表明することが多いですね。意見を表明することによって、視聴者の受ける感じががらっと変わってしまう。その一つの例が久米 宏さんの「捨て台詞」と言うんだそうですが、私は久米さんの番組はあまり見ないので、論評する資格はないのです。いろいろなことがよく言われております。

その一例を挙げてみますと、こんな例がございます。これは国会の喚問のときの質問の中にこんなことが出ております。ニュース・ステーションで朝日新聞の和田編集委員がこう言った。

「政権交代の可能性が少しでも出る方向に行く」とよいの

ですがね」とニュースの後で、そういう意見が出た。そこですぐに間髪に入れず、久米さんが「投票に行きましょう」と、こう呼びかけた。これ全体をそろえますと、今度の選挙で、非自民の方に入れるということが全体としてうかがわれるわけですね。こういうことになってしまふ。客観的事実の報道は、報道にとどめればいい。

ところが、主観的意見がかなり混入するという事実があるわけです。久米さんの報道はあんまり見ないので、私はよく知らないのですが、友人からぜひ見てみるというので、見たときに、こんなことがございました。大分前の話です。

例えば新宿の都庁の建物が非常に高いという報道をした後で、久米さんが、こう言うのです。「やっぱり人民を高いところから見下ろしたいのしょうかね」と、こう言っただけです。これを聞いておりますと、聞いた一般庶民は、「けしからぬやつだ、都知事のやつめ、高いところから俺たちを見下ろそうとしているのか」と思つかもしれません。

ところが、よく考えてみれば、新宿のような土地の価格の高いところに平らな建物をつくる方がずっと不経済です。

建物が高くなるのは当たり前ですね。そういうことは考えずに、ちょっとコメントする。これが久米の「捨て台詞」と言うんだそうですけれども、大分被害者がいるそうであります。私はあんまり見ないので知りません。最近聞いてみますと、あんまり言わないで非常に慎重になっているように思います。

田原さんの場合をその次に取り上げますと、田原さんのサンデープロジェクト——田原さんというのは、大変おもしろい人で、私は割とよく見るんです。皆さんもごらんになっている方は多いかもしれません。昔からよく見る。田原さんはなかなかおもしろいので、討論会なんか出てきた人を徹底的にやっつける。あれは司会者なんだかよくわからない。司会者というのは、本来、言ってみれば、交通整理に当たっている警官のようなもので、東西の交通と南北の交通とがうまく流れるように議論を整理するのが司会者なんです。田原さんはそうじゃない。東から来る人間を、お前たち来ちゃだめだとめる。そして今度は西から来た人にお前帰ってしまえと言ったり、向こうへ行けと言ったりして方向を指示する、しばしばそういうことをやっております。宮沢さんも、それにみごとひっかかった一人です。

田原さんの議論は、はったと相手をにらみつけて、そして自分の好きな結論の方に議論を誘導する。これは司会者の役割を超えているという感じがいたします。

しかも、相手によって違う、相手によって非常に和やかになってしまふ。相手によっては、徹底的にいじめつけるというところがございます。最近おとなしくなりましたね。これもいろいろ批判されたからでしょうか。それでもよく注意してみると、人によって違いがある。

先週の日曜日に公明党の市川氏と対談いたしました。公明党の市川氏に対しては、何でも言わせるように仕向けました。そしてそのうちに公明党に対して、どうだ、自民党の例えば名前を言ってもいいと言いました、渡辺さんとか、こういう人たちを引っ張り込んだらどうかということをもた言うんですね。

そして我々が公明党に聞きたいことは、公明党と創価学会との関係なはずです。公明党と創価学会との関係については非常に不透明な箇所が多いとみんなそう思っている。背後にいる池田名誉会長なる人物についても、非常に不透明である。雑誌などではいろいろ書かれている。さっき言った渡辺美智雄さんなどは、公明党あるいは池田大作の脱税

問題というようなことまで口にしたことがテレビである。

これは八チャンネルで口にしましたが、そのときも尻切れトンボになったんですが、そういう問題については先週の日曜日の田原さんの質問は、極めて穏やかで、ほんのちょっと一言聞いただけで、脱税問題なんかもちろん聞かない。

公明党と創価学会の問題については、ほとんど追及と言えるような姿勢は全くなかった。相手によって違う。

ところが、例えば自民党の森幹事長が来ると、がんがんにやっつけようとする。森さんが、いや、あなたは結論を急ぐからいけないと言うと、CMと言って変えてしまうんですね。どうもそういう点で相手によって発言を変えてしまう。司会者の役割を超えているという感じがしてならないのであります。

ただ、おもしろいから、私は依然として聞いておりますが、彼が司会の役割を超えて、相手にいろいろな反論するあたりさまは、確かに絵になるし、おもしろいと思います。

しかし、公平かとういと、あれは決して公平じゃない、司会者じゃない。むろ討論の一員になって発言するならば、差し支えないだろうと思います。

それからもう一つ別の例を挙げますと、例えばこれは名

前を出してもいいと思います。さきがけの梁瀬議員、あの人は随分報道されましたね、最初、自民党から脱党するところから、さらに国に戻って森山真弓さんのところに挨拶に行くところ、後援者のところを回る姿、選挙演説場、あらゆるところの姿を何回も何回も繰り返し報道したんです。あれなら必ず当選するであろうと思ったら、当選いたしました。これはテレビが繰り返し繰り返し報道すれば、どんな人でも当選する。

もう一つ別の例を挙げますと、私は東京二区なんです。大田区の人もここにおられるかと思いますが、東京二区は従来から、大体品川、大田ですが、自民党が二人、公明党が一人、これは絶対確実です。残りの二議席を社会党と民社と共産党が争う。前々回の選挙で、民社の委員長の大内さんが落ちています。今度の選挙では、大内さんは一番有力だろうとは言われておった。

いよいよ選挙で蓋をあけてみると、自民党の二人と公明党一名、この三人は当選ですね。民社も前に落ちているから当選ですね。残りの一人はどうなっているかと申しますと、これは共産党も入らない、それから社会党も入らない、どこが入ったかとうと、さきがけが入った。さきがけの

候補者は選挙運動もほとんどした形勢もない、年は二六歳です。こういう人がよく当選したなと思っただけです。

それで私は半年ほど前に、区役所のある委員会で、たまももう一人だけだったかなと聞いたんですよ。そうしたら、そこにいた一〇人ぐらいの人がみんなだれだったか首をひねって、だれが当選したか、部長以下名前がわからないという人が、ちゃんと有力な票を得て入っているんです。つまりこれはテレビの力がいかに強いかということ、私は自分の選挙区の例で見ても、テレビというのは本当に強いということを感じたわけでありました。

それからもう一つ申し上げておきたいのは、椿という人と小沢と接触があったのではないかという疑いがございませう。それは疑いだけではなくて、実は国会で証言しましたときに、町村議員が質問しているんです。「小沢一郎氏のけじめを棚上げするようなことを言っているが、小沢氏とは、いつごろから交流が始まり、どの程度親しいのか」と聞きました。椿氏いわく「私は小沢一郎さんと交友関係はない、個人的に会ったことはない」と答えました。

そこで町村氏は「重ねて私ども知っている限り、椿氏は小沢氏と複数回会っているとあえて申し上げる」と、あと

ずつとありますけれども、省略します。これに対して椿氏は答えていない。

ご承知のように、小沢氏のけじめ問題は棚上げしようということをお話し合ったということが例の椿氏の民放連の番組調査会での議事録の中にはあるわけで、どうもその点は非常に疑問を感じざるを得ないと思うのであります。

そこでついながら申しますと、これはテレビに限らず、新聞もそうです、「守旧派」という言葉を使いました。政治改革に反対するのを「守旧派」、それから政治改革に賛成する者は「改革派」、この両方に「守旧派」と呼んだ。この名前をつけたのは、実際小沢さんなんです。小沢さんが「あいつらは守旧派だから」、「梶山は守旧派だ」、こういうふうに言ったわけですね。小沢さんが改革派で、そのほかの改革に多少なりとも意見のある人に対して「守旧派」と名付けるのは、公平に考えて納得がいかないのですが、その「守旧派」という名称をテレビも新聞でもずつと使いました。最近改めまして「慎重派」と変えました。

だから、一般の人たちから見ると、「守旧派」というのは悪人だという印象を与える。

現に一つおもしろい話を申しますと、朝日の論説委員の

石川さんという方がおりますが、あの方がイギリスにおりまして、この方は今度の選挙制度改革には反対なんですけれども、どうもよくないと考える。そこでむしろ比例代表制がいい、比例代表制を推進する立場なんです。この方がイギリスから帰りますと、新聞社の方たちが「あっ守旧派が帰ってきた」と言ったんだそうですね。大変憤慨しまして、そして彼は守旧派という言葉が用いられていて、大変遺憾だということを書いたことがございます。その後「慎重派」というふうに名前が改められました。

しかし、「守旧派」というレッテルを簡単にはってしまふ。テレビも新聞も「守旧派」というレッテルをはることによって、改革に対して多少とも意見のある人を封じ込めようとした、こういうことがあるわけであります。

さて、そこで次にこの問題についての私の見解を少しまとめて申し上げますと、私は「Fairness Doctorin (公平原則)」を支持するものであります。公平原則に真っ向から反対する人はあんまり多くないんですが、どうも真っ向から支持するという人も少ないから、あえて支持する理由についてこれから申し上げ、反対するような方に対しても、若干の批判をしたいと思えます。

Fairness Doctorin (公平原則) をなぜ支持するかというのは、テレビの機能を考えますと、テレビは世論を形勢することが出来ます。あの強烈な力で国民の過半数の人がテレビから主要な情報を得ているこの時代に、テレビが世論をつくるという事実がある。世論がテレビをつくるのではなくて、テレビが世論をつくるんです。そうすると、野心家はテレビに着目して若干の人間を手なづける。そうすることによって、世論を操作することが出来る。野心家がテレビを通じて世論を操作する危険性がある。テレビの機能は私が今言ったようなものであることは、おそらくどの場合でもご承知いただけると思いますが、このことを示している例は、幾らでもございます。

例えば昨年のロシアの反エリツイン革命を企てた人たちは、テレビ局を襲撃して、テレビ局を奪取しようとした。テレビ局を取れば、革命が成功すると考えたんですね。それからルーミアの場合もそうです。ルーミアで結局チャウシェスクが処刑されるに至ったのは、テレビ局を取れなかったからです。テレビ局を取ろうとしたんですが、テレビ局を革命派に取られてしまったために、チャウシェスクは遂に処刑されるに至った。

もう一つ例を挙げますと、最近ロシアの自由民主党と称する右派が、前回の選挙で大勝したのは、テレビの選挙運動の結果であると言われております。

現代政治におきましては、テレビ局を制する者が世の中を制するんだと考えるのは、いかなる正常な野心を持つ人も抱く観念だと思えます。この点から考えますと、Fairness Doctrin (公平原則) はどうしても死守していかなければならぬ。

私が挙げたい第二の理由は、やはりテレビ局の権利よりは、視聴者の権利が優越することであります。テレビ局の権利、放送者の権利よりも、一般民衆、一般国民の権利が優越すると考えるべきだと思うのであります。要するに日本国民は知らされないでいてはいけないということが、公平原則の根底にあるというふうに考えたいと思うのでございます。

第三に、前にお話しをしたことではありますが、電波の公共性です。周波数を分配しなければならぬ、電波の公共性と電波の有限性です。電波は公共のものであり、有限のものである。これをほんの一握りの人が支配してはいけません。一握りの人物あるいはテレビ局の所有者であるかもし

れないし、あるいはテレビ局の報道局長とか編成局長のよいうな人であるかもしれないし、あるいはディレクターとかいうような人であるかもしれないけれども、少数者の権利ではなくて、やっぱり有限のものは、あくまでも公共物として取り扱っていかなければならないというふうに思うわけであります。

第四には、先ほどお話しをしたように、電波法の規制、放送法の規制、有線テレビ放送法の規制、公選法の規定、これらはすべて合憲であると考えらるからでございます。

ついでにここで私は、少しテレビと離れまして、新聞の自由と新聞の制限ということについて申し上げておきたいと思うのでございます。

新聞はテレビと違いました何を書いても構わない、新聞の自由が言われるわけであります。

しかし、新聞が自由だからといって、何を言ってもいいんだらうかというのと、どうもそういうわけにもいけません。大新聞は各々自粛しておりますから、あんまりひどい報道をするという意見はないわけですが、もし新聞が逸脱すると、いろいろ問題が起るので、ここでアメリカのフランクファーター裁判官のある短編の論文の一節をご紹介

特別会員学

中央大学学員会

中央大学



介することから始めてみたいと思います。

フランクファーターという最高裁の裁判官はもう亡くなりましたが、この方は『Law and Man』（法律及び人間について）と題する短編集にまとめた一冊の書物がございますが、一九五六年に出た書物であります。その書物の中に『ザ・ビッグシティ・プレス・アンド・デモクラシー』、つまり『大都市新聞と民主主義』と題してこんなことを言っておるのです。

民主主義というのは、人民の参加によって成り立つ、その前提として民衆に情報が提供されなければならない。したがって、ニュースの正確性と妥当性ということがどうしても必要である。もしそれがなければ、民主主義そのものが崩れ去ってしまう。ニュースという形で提供されて世論を操作する、あたかも客観的事実の報道の形をとって、実は内容が誤っておる、意図的に曲げてしまったり、そうすることによって世論が操作されてはならない。自由な新聞

なくして自由な社会はない、ということ
を述べております。

そして、新聞の自由をその次に力説した後で、実はその新聞の自由というのは、目的ではないんだ、新聞の自由は目的ではなくして、目的を達成するための手段である。どういう目的かというと、自由な社会という目的を達成するための手段として新聞の自由がある。だから、新聞の自由をないがしろにしてはいけない。憲法上、新聞の自由だとかんとか言われるけれども、法的意味よりもっと大

切なことは、新聞の倫理的・職業的責任である。憲法に藉口して新聞人はその倫理的責任を逃れようとしてはいけない、大事なことは新聞人の倫理的責任である、こういうことを述べております。

これは大変参考になる見解だと思っております。新聞がしばしば憲法上の自由ということを主張するのは結構だ。しかし、根本にある、今述べたような思想が大事だと思うのであります。

この新聞の責任に入る前に、ついですが、先ほどのテレビにまたちょっと戻ってつけ加えたいのですが、今の言葉に関連して申し上げますと、公平原則に反対する人たちは、実は真っ向からあんまり反対していません。先ほど言い落としたので、今順序が逆転いたしました、申し上げます。

アメリカではどうも公平原則がこのごろ廃止されたのじゃないか、だから、なくてもいいのじゃないか。いや、再検討すべきだとも、あんまりはっきり言わない。清水英夫さんは先ほどの民放連の委員会の委員長でしたが、清水英夫さんは、椿喚問問題が起こったところ、辞職いたしました。民放連の委員会の外部委員五人が全員辞職いたしました。

その辞職した理由は、他にかこつけて辞職してしまった。

その第一の理由は、民放連の議事録が公表されたということです。民放連の議事録は、非公開の委員会、その非公開の委員会が公表されたことに抗議する。

第二の理由は、椿局長が国会に証人として喚問された、このことに抗議するということで、辞表を提出し、やめました。

やめるのは結構です。議事録が公表されたことに抗議するのも結構です。証人喚問に抗議するのも結構です。

しかし、もっと大事なことがあったのではないだろうか。委員会の委員として肝心の公平原則の問題は公表もされていない。清水英夫さん以下、意見を述べていない。それどころか、その後のテレビ朝日に載っている対談で、島桂次さんというNHKの前の会長と対談している中でたつた一行、こういうことを言っている。「政治的公平の原則というものは、やはり必要なんでしょうか」と聞いている。これに対して、島さんが「あっこれはやっぱり必要だと思えますよ。」当然だ、そんなことは当たりまえだと、これで終わっているんです。清水さんの考え方は、公平原則に疑問を持っていらしい。

しかし、そのことをあんまり述べていない。ずっと見てみると、そこだけしかない。一番大事な問題を置きざりにして、他の問題に藉口して責任逃れをしたような気がしてならない。

清水さんは、私も知っている人で、この方は『法律時報』の編集長をやって、後に青山学院大学で憲法論などをやっておって、著作もいろいろあるようです。しかし、この問題についての対処はいささかどうもうなづけない。議事録を見ても、どうも釈然としないのであります。

そのかわり、新聞などに識者と称する人たちが意見を書きました。その意見はどうもみんなずれている。国会証人に椿さんと呼んだのは反対だということや力説したり、あるいは議事録公表に反対したりしている。反対するのは結構だけれども、肝心の公平原則の点についてはあまり述べない、もしくは全く述べない。これはどうも甚だおかしいのではないかというふうに思うわけでありません。

今ここで、委員会の議事録を公表した問題と証人喚問について説明する余裕はございませんけれども、これは物の考えようで、どちらの意見も成り立つと私は思います。こ

の議事録などは公表した方がいい。公表することが違法だとか違憲だとかいうのはもってのほかだというふうに思います。むしろ公表した方がベターだ。国民は知る権利がある。こういう問題についてこそ陰でやって、そのまま葬ろうとすることはよくない。むしろこの問題について、他の委員、内部委員たちが公表するように決定したことは、非常によかったと思います。

証人喚問にしても同様です。放送法が公正に行われているかどうかということについて、国会が強い調査をして一向に差し仕えない。そしてその国政調査の際に、椿局長の表現は、これはうそばかりだと私は思います。みんながそう言っている。この委員会で述べたことが事実であって、国会で何と言っているかというところ、「あんなことは荒唐無稽なことを申しました。」そんなばかなことはない。私は何回も何回もこの議事録を繰り返し読みましたが、即席であんなことをおもしろおかしく言うはずはない。これは明らかに国会では行き詰まって、どうにもしようがないので、そう述べたのであります。そしてまた辞表を提出したのであり、テレビ朝日の社長以下が、みずから減給処分を科したゆえんだと思います。

ですから、公平原則に挑戦するなら挑戦しても結構だから、堂々とやってみてほしいですね。現在の法律の規定が違憲だというふうに考える人は、堂々と違憲だということとを主張してもらった方がいいと思います。先ほど言い落としたので、その点をつけ加えておきます。

そしてまた新聞に戻りまして、ですから、新聞はテレビと異なるメディアであるから、新聞は自由で何を言ってもいいということがあっても、大新聞に対しては、客観的事実を報道する責任を負っていると思います。大新聞——小さな新聞はここでは問いませんが——は事実を報道しなければならぬ。

ところが、事実が報道されない場合もあるんじゃないかというふうに思いますので、若干例を挙げてあえて皆様のご注意を喚起したいと思うわけであります。

新聞が事実を報道しない例の一つとして、あっちこっちへ行つて述べておりますが、例えば靖国問題がそうなんです。靖国問題につきましては、ご承知のように、大部分の方々は靖国神社は国家護持を求めて一生懸命運動した、今でもそうだろう、公式参拝を求めているだろうと、多くの人が信じているんです。

ところが、これは事実でないですね。一昨年の一二月に『諸君』という雑誌に松平永芳という前宮司が、講演の速記を公表いたしました。相当長文のもので、その講演の速記を見ますと、全く事実と違う。靖国神社は国家護持を反対する。おそらくここにおられる方も、大半はそのことを知らないと思います。国家護持に靖国神社は反対する、靖国神社は、今までどおり神社の社名も変えない、自説も変えない、参拝の方針も変えない、これらを堅持する。公式参拝などというのは非礼参拝である。中曽根康弘首相の当時の公式参拝は、あれは弓削道鏡のようなものだとおっしゃいます。ガードマンを四人も引き連れて昇殿に参拝したが、松平さんはそれをもちろん出迎えにも行かない。ひょっと見ると、四人もガードマンを連れて上がった。こんなことをするやつは……ということ、七年たった今も、その無念を忘れませんと述べているんですね。靖国神社公式参拝、こんなものは非礼参拝だ。それから国家護持には断固として反対する。遺族会にも納得してもらった、と書いてあるんですね。私はこれを見て本当に驚きました。

そこで一体靖国神社の宮司は、本当にそういうことを考えているのかと思ひまして、一昨年一二月、その雑誌を讀

んでから、しばらくたって靖国神社を訪ねて、今の宮司は大野さんというのですが、宮司に聞いたんです。

失礼ですが、「大野宮司さんは、前の松平さんの考えと同じですか、それとも違っているのですか」と聞きました。今の宮司は「いや、私は松平さんと全く同じです」と答えました。

そこで私は、それならば、宮司は、松平さんの言うことなり、あなたの言われることなりを文書にして、各方面に配布したらどうですかと言ったんです。いや、やりました。私は二、五〇〇も印刷して、関係各方面に配布いたしましたと述べたんです。

私は、なるほどそれじゃそのうち報道もあるだろう、いつかはその実態が変わるだろうと思っていました。毎年夏の八月一五日になると「公的資格ですか、私的資格ですか」と聞いている、ああいうこともなくなって、今度は違う報道があるだろうと思って見ておりましたが、一向に変わらないうです。

私は、ある新聞社の記者に注意を喚起した。「あなたこういう事実を知っているか」「いや、知りませんでした」「それじゃ今度報道しなさい」と、「八月一五日がいい機会

ですね」と言ったけれども、やっぱりいまだに出てこないんですよ。

これは新聞が今まで報道したことで違うことで非常にまづいから、報道しないのだと思うのです。私はいろいろな場所で言うんです。それどころか、靖国懇談会の委員二人にも注意を喚起いたしました。こういうことがあるけれども、どうなんだと言ったら、やっぱり初耳なんです。これは全くどうも新聞が事実を伝えないという一つの問題であります。

もう一つあえて申し上げます。現代的な問題で、創価学会問題です。創価学会の人がここにもいるかもしれない。ここにおられたら、大いに文句をいってもらっても結構です。私はやっぱり公明党と創価学会の問題については、余りにも不透明過ぎると信じております。

公明党が野党であるうちはまだよかったです。公明党が政治活動する、もちろんこれは当然です、創価学会が政治活動する、もちろんこれは合憲です。

しかし、これが与党となりまして、国家権力の行方を左右する段階に今立ち至っております。今、ご承知のように、小沢・市川ラインが国家の方向を決めているんですね。こ

のような立場にあるときに、公明党と創価学会の問題というのは、もっとはつきりしてもらわなければ困る。このままあいまいでは、到底許すわけにはいかない。おそらく公明党と創価学会について、若干の知識をお持ちの方は疑問を感じていると思います。私も疑問を感じているんです。

例えばわかりやすい例で申しますと、渡辺美智雄さんが脱税問題を取り上げました。これは新聞にも出ましたし、八チャンネルでもちゃんと明言していたのを私も聞いております。「脱税問題もみ消しをやりました」とはつきり言った。そこで司会者が「どんなことをやりましたか」と言うのと「あらゆることをやりました」と言ったんです。大蔵大臣ですよ、大蔵大臣が「脱税であらゆることをやりました」と言った。

ところが、それでCMになりました、あと追及なし新聞も後追い報道をしていない。なぜ後追い報道をしないのか。雑誌では頻繁に何回も何回も繰り返し出ているではないですか。

私はある公明党の議員に聞いたんです。例の竹藪に何億円か入った金庫が置いてあった事件の後で「あなたどう思いますか」と言ったら「あれは不思議でなりません、あれ

はおかしいです」というようなわけで、どうもおかしい。その公明党が現在では、昨年よりもっと前からキャスチングボートを握っている。これが日本の政治を混迷化させた一つの原因だと私は思っております。

ご承知のように、公明党の行動というのは、ずっとぐらぐらしてしまっていて、最初は中道政党と言った、その次に今度は、創共協定、共産党と手を握ったんです。その次はどうなったか、社公民となった。その次に自公民となった。その次にまた社公民となった。今度は八党派のいわゆる非自民なんですね、絶えずぐらぐら変わっているんです。

最近の例で言うと、キャスチングボートで非常に疑問を感じたのは、例の海部内閣のときのPKOの問題のときもそうです。PKOの問題でもキャスチングボートを握っている。政治が動きがとれないのを、キャスチングボートを握っていて、そこでどちらにつくかで物事が決定される、これは大変問題があるというふうに思うのです。

地方議会に行きますと、公明党は与党の方が多いですよ。今、中央政権で堂々と党になりましたね。そうすると、こういう政党の背後にいる創価学会との関係、ことに創価学会の事実上の支配者、市川氏の言うところによると、公明

党の創設者、公明党の政党の創立者であると彼は言いました、その創立者の池田大作とどういふ関係を持っているのかということ是不透明であってはならない。新聞はなぜこれを報道しないのかということを感じざるわけでありませぬ。

これからは、本当に我々の税金が、政党に三〇〇億円も分配されます。そうすると、公明党にも数十億円行くわけですね。ご承知のように、靖国神社に五、〇〇〇円寄付しても違憲問題が起こるんです。その一〇万倍ぐらいの金がどんと毎年毎年行くんです。この問題をやっぱり明らかにしなければいけないのに、新聞はこれを明らかにしていない。

ここではいろいろありますけれども、新聞は事実を報道する責任がある。例えば靖国問題、例えば創価学会問題ということを申し上げまして、ちょうど五時半になってしまいましたので、大変いろいろなことを続けて申しましたので、議論に混乱があったかもしれないが、ご静聴をいただきますまして、どうもありがとうございます。(拍手)

司会 五五年体制の崩壊ということを、テレビ放送の面から分析して、なるほどと感心もし、驚きを覚える講演でござ

いました。放送法における公平原則に照らして、現在あるいは昨年の選挙報道の実態について、本当に私どもは橋本先生の貴重な細かい分析によって、改めて開かれた思いがいたしました。

そういう意味では久しぶりにそういう実態から憲法上、どういふふうになんかこれを位置づけていくのか、それぞれ各自に訴えかけているような話でございました。

参加された皆さんとともに、改めてお礼を申し上げ、日本学士院会員として就任された橋本先生が、今後健康に留意されて、ご活躍されるようにご祈念申し上げますと思います。

講演会はこれをもっておひらきにいたします。

本日はどうもありがとうございます。(拍手)

混乱の中の希望



衆議院議員 中山正暉

法科の中央大学と言われた母校の伝統の中心に有り、また、その象徴として法曹界で御活躍下さる先輩、同輩、後輩の皆さまに心よりの敬意を捧げたいと思います。

国会では、衆議院に四五名、参議院に二〇名の議員を擁し、白門会には衆参両院の事務職員一五九名、議員秘書四六名等、多数の方々と一緒に支部を形成いたしております。国会議員では東大、早稲田に次いで第三位の勢力を保っているのが現状であり、すぐ後に慶応が迫っています。前国会白門支部支部長、内海英男先生が、大学運営の要である理事長に御就任いただいておりますことを大変嬉しく思うと同時に、母校発展のため今後一層の御活躍を期待する次第でございます。三月四日には、駿河台記念館に於いて中央大学卒業生による女性の集いが盛大に開催されました。在学女子学生を招待し、シンポジウムが開かれて、不況の世情に如何に就職戦線に対応するか等の熱心な討議が行われました。私もお招きをいただきましたが、経済界からはイトーヨーカ堂の鈴木社長も同窓先輩として助言をされおられました。白門婦人会結成二十五周年記念行事でもあって時代の推移を泌々と感じました。内海理事長の学生時代には女子学生二名、私の在学時代には二十数名程度ではなかったかと思うのですが、今や容姿端麗、才色兼備の

女子学生の進出を頼母しく拝見させていただきました。私は昭和三〇年に法学部を卒業いたしました。朝鮮動乱が終わって物情騒然とする中で東西両陣営の対立は激化し、第二次世界大戦後の新しい冷戦構造が構築された頃でした。今では駿河台にあった頃の母校の雰囲気や、風格すら感じた大講堂を偲ぶようですが、あの講堂で自由党と民主党による保守合同の大会が実施され、それを学生服姿で見た日のことを思い起こします。同年には左右社会党が統一し、今言われる五五年体制の出発でした。

卒業間際、破壊活動防止法が国会に提案されるに及んで、学園にも、学生運動の走りだったと回想される大運動が展開されました。次に押し寄せたのが六〇年安保闘争の大波でした。さらに、昭和四四年は全国各地の様々な学園が紛争の坩堝と化し、火の海に包まれ、警官隊が導入され、大学の自治を巡って大論争となりました。学問の自由と大学の管理・運営の正常化は別だとされ、大学管理法が国会で成立をみることになりました。

昭和四二年、私自身は大阪市議会上に席を置いていましたが、当時、佐藤栄作総理大臣の沖繩返還交渉渡米反対阻止闘争が羽田空港周辺で大混乱を巻き起こし、その逮捕者の中に大阪市長が設置責任者である大阪市立大学の学生が存在しておりました。それに関して、当時の灘尾文部大臣が招集した大学問題懇談会に全国公立役員大学である、東京都立大、横浜市立大、愛知県立大、大阪府大、大阪市大の五大学中、一部学生と協議して渡瀬讓大阪市長の出席を拒否したことに對して、特別決算委員会で私を取り上げて、市長の責任追求をしたことが、大学の自治を侵したとしてマスコミから総攻撃を受けたことがあります。私にも文部大臣から面接の申し込みがあり、応じましたが、その時は非常に消極的だった文部省が二年後には、その文部省自身が大学管理法制定を実施することとなったことは、私にとりましても感慨深いものであります。

昭和二四年（一九四九年）朝鮮動乱勃発の前年、米国は中ソ離間戦略を採用しました。今にして思えば、朝鮮動乱解決策として、中国に対する核攻撃をも検討対象にしていたマッカーサー元帥の作戦計画が、大局的に中国抱込みを

意図していた米国の基本政策に相反するものであったことから突如解任されました。その後、紆余曲折を経て、キッシンジャーやニクソン大統領の突然の中国訪問から、日本と中国の平和友好条約が締結され、中華民国台湾との国交断絶に発展しました。沖縄返還、非核三原則、佐世保基地撤去と明らかに中国に配慮した政策を採った佐藤栄作首相と、これまた明らかに中国配慮が感じられるベトナムからの米軍撤退に努力したキッシンジャーの両氏が、同時にノーベル平和賞を授賞されたことは意味深長なものがあります。日本等を巧みに利用して中国抱込みに成功し、ソ連を孤立化させたことによって、遂に一九八九年ベルリンの壁が崩壊し、ソ連は解体しました。冷戦に勝利を納めた米国の深慮遠望には敬意すら感じる次第です。

対中国交回復を果たして意気軒昂だった田中角栄元総理大臣は、米国内閣多国籍企業小委員会委員長フランク・チャーチ氏のもとに間違つて送達された書類から発覚したロッキード事件で失脚しました。最近、最高裁判決でほとんどの関係者逝去の中、有罪が確定しましたが、それ以後も流職事件相次ぐ政局は未曾有の混乱を重ね、遂に三十八年間政治の中枢にあった自民党が、その中の一派閥の権力闘争を直接の原因として分裂しました。日本は「空気」に弱い体質をもつ国だと言われていますが、政治改革という空気が小選挙区制度という制度改革に発展しました。衆議院を通過した改正案は、参議院で否決され、両院協議会が開催されました。最初は不調に終り、廃案かと思われた途端、行政の長である細川首相と、一政党の党首でしかない河野総裁の真夜中の協定成立によって蘇り、再度両院協議会が開かれました。一度否決されたものが、一事不再議の原則を見事に突き崩して参議院が再議決、成立という前代未聞のことが起こりました。学問的検討の題材に是非お取り上げいただきたいものと期待しております。

自民党の連鎖的な分裂で、渡辺美智雄首班による内閣成立に期待がかけられたこともありましたが、小沢氏、羽田氏の相互間の考え方の相違から連携不調となり羽田首相が誕生しました。しかしながら、社会党の羽田連立内閣離脱によって、自、社、さきがけの現村山内閣の成立となりました。突然の自社連立も、自民党党則第三五条による手続

不備のうえに強行されて首班指名が行われたことから、自民党を脱党し、新進党の首班候補となった海部俊樹氏に本来村山支持にまわらなければならない自社両党から支持投票がでる混乱もありました。村山首相は就任後、日米安保、自衛隊、日の丸、君が代等懸案された政策認識に別段齟齬の無いことが判明し、一応順調な連立政権は今のところ無事平穩と言うところ です。

一連の政変は「応任の乱」に似ていると言われます。畠山一族の内紛に端を発し、山名、細川が対立する中で、將軍足利義視が突然反対勢力の棟領になる。旧田中派の分裂に端を発し、小渕氏、小沢氏が対立する中で、自民党の総理総裁経験者海部俊樹氏が新進党の党首となる。誠に不思議な共通点です。

これからも何が起こるのか予測もつきかねますが、第二次世界大戦の敵対国であった米と日独とが協力して今や世界をリードしていることや、明治維新で敵対関係にあった勝海舟と西郷隆盛が、品川会談によって手を結び、今日の大國日本の百年の礎とも思える明治維新を達成したこともあるわけです。次元の低い政治抗争を避け、世界的な安全保障や電気通信マルチメディア時代に、通貨、為替、証券、金融を一体化する世界への対応が必要とされています。また、国内的には、環境問題、高齢化社会、少子問題、企業空洞化阻止等の心懸けねばならぬ重大問題に対応せねばなりません。北朝鮮とのみ親交のあった社会党出身の村山内閣の使命も興味なるところです。石油と交換に。核載可能なミサイルを中東アラブ系諸国に輸出している北朝鮮への対策は、対イスラエル擁護策を採っている米国の中東政策そのものであり、その特殊な北朝鮮と社会党の関係は米国にとっても外交上有効に使いたいと思うに違いありません。北朝鮮を外交の舞台に引き出すことはアジアのためではなく世界のためです。

五千五百名にのぼろうとする阪神大震災の犠牲者の御冥福を祈らずにおられません。文政十一年（一八二六年）越後大地震に見舞われたとき七十一才だった良寛和尚は、『災難に遭う時節には、災難に遭うがよく候、死ぬる時節には死ぬがよく候、これはこの災難を避くる妙法にて候』と禅宗のお坊さんらしいことを友人に書いた手紙に残して

います。一種の災いを転じて福とする開き直りの精神を説いているのだと思います。

復旧から復興につないで、本年は一月に大阪でA P E Cの総会が開催されます。二〇〇〇年には大阪で世界サミット会議の開催も予想され、さらに、二〇〇八年のオリピックを大阪で実施すべく大阪市が立候補することになっていますが、阪神復興に日本の知恵と力を示す機会となればと念願しております。

